

第1号被保険者（65歳以上）に対する介護保険料基準額について

資料2

◇介護保険財源内訳

介護保険財源は保険料と公費で折半しています。

標準給付費見込額	総給付費	施設サービス費	第1号保険料 65歳以上 23%	第2号保険料 40歳以上64歳以下 27%	国（※） 20%	三重県 17.5%	伊賀市 12.5%
		居宅サービス費			国（※） 25%		
	地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業		国 38.5%			三重県 19.25%
		包括的支援事業					

※調整負担含む

◇介護保険料基準額

事業計画において策定した「標準給付費見込額」の23%を伊賀市の65歳以上の人口で割った額が保険料の基準額になります。



第1号被保険者の
介護保険料基準額
（年額）



=

標準給付費見込額
（伊賀市で介護保険給付
にかかる全ての費用）

×

65歳以上の
人の負担分
（23%）

÷

伊賀市の
65歳以上の
人口